

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成31年4月25日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	清水和弘君		金丸幸司君
	滝川美幸君		金丸寛君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	有泉庸一郎君		内藤久歳君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	剣持豊彦君	生活環境部長	石合雅史君
福祉部長	・屋達巳君	子育て健康部長	小宮山正美君
保険課長	三井美樹君	環境課長	中込広人君
敷島支所長兼 市民地域課長	岸辺俊一君	双葉支所長兼 市民地域課長	向山治子君
福祉課長	齊藤一己君	長寿推進課長	相川泰史君
子育て支援 課長	戸澤文香君	健康増進課長	長坂千恵子君
国民健康保険 係長	広瀬修君	国民健康保険 給付係長	藤田陽子君

高齢者医療・年金係長	広瀬美和君	環境保全係長	天野真君
生活環境係長	池田靖君	バイオマス推進係長	小田切英規君
敷島支所福祉健康係長	酒井紀子君	敷島支所環境土木係長	根津秀樹君
双葉支所福祉健康係長	志田さか江君	双葉支所環境土木係長	長田茂君
福祉総務係長	伊藤達郎君	障がい者自立支援係長	堤真由美君
障がい者生活支援係長	大木貴子君	保護支援係長	田邊誠君
長寿あんしん係長	井上千悦子君	介護保険係長	赤松圭君
介護予防推進係長	藤原布美君	介護認定審査会長	塚田英仁君
児童係長	中込聡君	保育係長	伊藤敦君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	本田泰司	書記	興石文明
書記	長田大地		

審査内容

- 1 菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の状況について（環境課）
- 2 県定数条例改正による市民生委員児童委員定数の変更について（福祉課）
- 3 甲斐市プレミアム付商品券事業について（福祉課）
- 4 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業について（福祉課）
- 5 甲斐市公立保育園及び放課後児童クラブにおけるゴールデンウイーク（10連休）の対応について（子育て支援課）
- 6 その他

開会 午後 1時55分

○書記（長田大地君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、山本委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めまして、皆さんこんにちは。

午前中に引き続き、また午後ということで大変、またその後6時半からも控えているということで、ご苦労さまです。

ここのところまたきょうも午前中、朝方はちょっと雨もあったような気がしたんですけども天気も不順で、二日、三日前は30度近くまで上がって、きょうも何かそのくらいまで上がるんじゃないかという形で、また日曜日は朝の最低気温5度だということで、体調を崩さないように、またいろんな皆さんの仕事に差し支えないよう頑張っていたきたいと思います。

また、きょうは午後から一日になりますけれども、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（山本英俊君） 本日の委員会は、新年度になりまして初めての委員会であり、また4月の人事異動により職員もかわっておりますので、初めに職員の自己紹介を行い、その後、担当から説明・報告等を受けたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきに申し上げたとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問

は1回までとします。

それでは、これより次第の3、職員の紹介に入ります。

部長の後に、課長、係長の順で自己紹介をお願いします。

それでは、市民部長、剣持君からよろしく願いいたします。

剣持部長。

○市民部長（剣持豊彦君） お疲れさまです。4月の人事異動で市民部長を拝命いたしました、剣持豊彦です。市民部4課70名のうち、保険課は18名です。よろしく願いいたします。

順次、課長以下の自己紹介をさせていただきます。

○保険課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。保険課長の三井美樹と申します。2年目になります。よろしく願いいたします。

保険課につきましては3係で、非常勤職員を含めまして18名の職員でございます。なお、山梨県後期高齢者医療広域連合に職員を1名派遣しております。

それでは、各係長より自己紹介させていただきます。

○国民健康保険税係長（広瀬 修君） このたび、4月の人事異動により防災危機管理課防災・減災係長から国民健康保険税係長となりました広瀬修です。よろしく願いいたします。

○国民健康保険給付係長（藤田陽子君） 同じく人事異動によりまして、子育て支援課児童係長から国民健康保険給付係長になりました藤田陽子と申します。よろしく願いいたします。

○高齢者医療・年金係長（広瀬美和君） 高齢者医療・年金係長の広瀬美和君と申します。2年目になります。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。以上で、市民部の自己紹介を終わります。続いて、その他を行います。

保険課から報告がありますので、担当より説明をお願いします。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） 来月開催予定の臨時議会におきまして、条例改正が2件と、国民健康保険特別会計の補正を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

概要といたしましては、平成31年3月29日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を専決処分により改正いたしました。また、平成30年度から国民健康保険運営主体都道府県化が始まり1年がたち、県内の保険税等の算定方式はまだ一本化されていない状況ではありますが、県から示された標準保険税率等を参考に、また基金の活用も含めて国保税の賦課について検討した結果、平成31年度本

算定から、被保険者1人当たり平均で1万円程度の引き下げを考えております。そのため、国保税率の改定に伴う国民健康保険税条例の一部改正と、国民健康保険特別会計の補正予算をあわせて行います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 報告が終わりました。本件は臨時会の案件となりますので、質疑は省略いたします。

以上で、保険課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

引き続き、自己紹介を行います。

生活環境部長から、順次お願いいたします。

石合部長。

○生活環境部長（石合雅史君） お疲れさまです。本年4月の人事異動によりまして、生活環境部長を拝命いたしました石合雅史でございます。よろしくお願いいたします。

生活環境部は、市民活動支援課、環境課、敷島支所及び双葉支所の市民地域課の4課で構成されておりまして、職員71名が在籍しております。そのうち、環境課の業務と敷島支所、双葉支所における環境衛生全般、また保健センターに関する業務が厚生環境常任委員会の所管となります。

順次、課長以下の自己紹介を行います。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。環境課長の中込広人です。3年目となります。よろしくお願いいたします。

環境課につきましては3係、私を含め計13名の職員です。よろしくお願いいたします。

○環境保全係長（天野 真君） 環境課環境保全係長の天野真です。ことしで2年目になります。よろしくお願いいたします。

○生活環境係長（池田 靖君） 環境課生活環境係の池田靖です。同じく2年目となります。

よろしくお願いいたします。

○バイオマス推進係長（小田切英規君） 環境課バイオマス推進係長の小田切英規と申します。

5年目になります。よろしくお願いいたします。

○敷島支所長兼市民地域課長（岸辺俊一君） お疲れさまでございます。4月の人事異動で敷島支所長兼市民地域課長を拝命いたしました岸辺俊一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

敷島支所市民地域課は、庶務係、市民係、福祉健康係、環境土木係の4係で、職員は29名でございます。本委員会が所管となります福祉健康係は、敷島保健福祉センター職員を含め11名となります。また、環境土木係は5名で業務を行っております。

それでは、各係長から自己紹介をいたします。

○敷島支所福祉健康係長（酒井紀子君） 敷島支所市民地域課福祉健康係の酒井紀子と申します。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○敷島支所環境土木係長（根津秀樹君） 4月の人事異動で、敷島支所市民地域課環境土木係係長を拝命いたしました根津秀樹です。よろしくお願いいたします。

○双葉支所長兼市民地域課長（向山治子君） こんにちは。お疲れさまでございます。4月の人事異動で双葉支所支所長兼市民地域課長を拝命いたしました向山治子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

双葉支所市民地域課は4係、19名の職員体制で業務を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、各係長より紹介させていただきます。

○双葉支所福祉健康係長（志田さか江君） 4月の人事異動で双葉支所福祉健康係係長を拝命いたしました志田さか江です。どうぞよろしくお願いいたします。

○双葉支所環境土木係長（長田 茂君） 環境土木係係長の長田茂といいます。3年目です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

以上で、生活環境部の自己紹介を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が一部退出いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

これより、次第4の内容に入ります。

（1）菖蒲沢地区におけるメガソーラーの計画の状況について、担当より説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

環境課から、菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の状況につきまして、ご説明させていただきます。

厚生環境常任委員会資料1ページをお願いいたします。

メガソーラー計画の状況につきましては、昨年6月に開催されました本常任委員会においてご報告したところでありますが、当時から現在まで事業者の変更があり、また各種手続が進んでおりますので、改めてご報告するものであります。

お手元の資料の図であります。昨年と同様な図をお示ししたところでありますが、県のエネルギー政策課から提供を受けたものであり、コメント欄の一部を本市で加筆したものであります。昨年は、あくまで配置関係としてのイメージ図でありましたが、今回の図につきましては、事業者からの事業概要書をもとに作成し直しましたので、ほぼ実際に近いものと考えております。

それでは、個々の計画につきまして、進捗状況等をご説明させていただきます。

まず、一番下の紺色の線で囲っておりますのが、県の養蚕試験場跡地を利用した県のメガソーラー誘致事業の事業地であり、内容につきましては昨年同様でありますので省略をさせていただきます。

次に、コメント右下欄であります。通称第1工区と呼ばれる事業で、マッコーリーキャピタル証券会社、前田建設工業の合同事業であり、事業地は赤枠、赤斜線の場所であります。認定事業者は、山梨甲斐東平メガソーラー発電事業合同会社で、代表者はマッコーリーキャピタル証券会社の社員です。認定出力は1万8,000キロワット、事業面積は29ヘクタール、認定年月日は平成25年12月で、売電価格はキロワットアワー当たり36円であります。

第1工区の状況であります。米印にもあるとおり、平成29年11月に林地開発の許可があり、現地をご覧になった委員もおられるかと思いますが、平成29年12月から造成工事に着手しているところであります。現在、平成31年度中の完成を目指しているところであります。

ますが、商業運転の開始は年度を少し超えての、来年7月ごろになると県から伺っているところでもあります。

次に、コメント右中段であります。通称第3工区の2と呼ばれる事業で、株式会社環境ネットワークが事業者であり、事業地は青色の左側、細長い形の場所となります。認定事業者は、株式会社ジャストコーポレーションほか、事業者である株式会社環境ネットワークを含めた2つの法人、個人1名であります。事業面積は8.8ヘクタール、昨年5月、山梨県における太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づく事業概要書が本市に提出されたところでもあります。また、昨年7月には森林法に基づく林地開発の申請を県に提出し、現在は排水等について補正中の状況であります。

昨年7月、この後にご説明いたしますブルーキャピタルと合同で、双葉地区の全自治会長を対象に説明会を開催いたしました。また、地域住民を対象とした説明会を希望した、新田、団子、つくし区の3地区を対象に、本年3月、ブルーキャピタルとの合同により、住民説明会を開催いたしました。事業者におきましては、平成32年1月に稼動を開始したい意向であります。林地開発許可の状況によってはずれこまれることが予想されることとあります。

次に、コメント右上段であります。通称第3工区の1と呼ばれる事業で、ブルーキャピタルマネジメントの計画地であり、事業地は青色の右側の場所になります。

この第3工区の1は、昨年のご報告時にはエコウェルエナジーとなっていたところでもあります。正式に株式会社ブルーキャピタルマネジメントとして事業を実施する方向となりました。認定事業者は株式会社トーエネックであり、事業面積は14.8ヘクタールであります。認定事業者の株式会社トーエネックですが、中部電力の関連会社であり、基本的にブルーキャピタルが事業者としてメガソーラー施設を完成した後、トーエネックに売却することとしております。昨年4月に事業概要書が市に提出され、昨年10月には林地開発申請を提出し、現在排水等について補正中の状況であります。住民説明会につきましては、環境ネットワークと進捗は同様となっております。

なお、林地開発申請の状況ですが、恐らく補正作業が近々終了する見込みと伺っており、開発許可に向けての進捗が進むものと考えております。事業者におきましては、早期に工事に着工し、平成32年3月には稼動を開始したい意向であります。

次に、コメント左上段であります。通称第4工区と呼ばれる事業で、昨年までは株式会社ティーティーエス企画の計画地でありましたが、現在はアンプ株式会社の事業地となって

おります。認定事業者は甲斐太陽光第一合同会社、事業面積は14.8ヘクタールであります。昨年9月に事業概要書が市に提出され、12月には双葉地区の全自治会長を対象に説明会が開催されました。その後、特に環境課に対しての動きはございませんが、林地開発申請に向けての準備をしているとの県からの情報を入手しております。

最後に、コメント左中段であります。通称第2工区と呼ばれる事業で、昨年までは株式会社タイガーの計画地でありましたが、現在は合同会社フジワラの計画地となっております。昨年11月に事業計画書が市に提出されたところではありますが、現在のところ具体的な動きはございません。

以上が、菖蒲沢地区メガソーラー計画の現在の状況であります。FIT法の改正により、売電期間の短縮のペナルティーを最小限にとどめるため、どの事業者も加速的に動いている状況でありますので、今年度内がある意味、菖蒲沢地区メガソーラー計画の大きな分岐点になるものと考えております。市といたしましては、当面先行しております第3工区のブルーキャピタルマネジメント及び環境ネットワークの計画に対し、本市の関係課や県の関係課とともに情報を共有する中で、事業者の動向を注視してまいりたいと考えております。その上で、地元住民との合意形成は重要な部分でありますので、必要に応じて住民説明会の開催を事業者に求めるとともに、丁寧な説明をするよう指導に努めてまいりたいと考えております。

以上、菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の状況に付きまして、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質疑は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。小澤委員。

○委員（小澤重則君） 前回というか前の説明では2カ所くらい中止になるような話を聞いたことがあるんですが、今の状態では2工区の、前タイガーで申請したところが動きがないということで、これはどんな動きになりそうでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 昨年の6月に開催した本委員会で説明したときは、第2工区、第

4工区につきましては特に動きがなかった、連絡がなかったというふうな形で、このままやらないかもしれないというふうな想像もしていたわけですが、今回は昨年動きがございまして、タイガーから合同会社フジワラと。そして上のほうにつきましては、第4工区につきましてはティーティーエス企画からアンプというところに、正式に事業をやりたいといったことで事業概要書が提出されましたので、これにつきましても動き出しておりますので、できるというふうな動きというふうになっております。

○委員長（山本英俊君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） そうすると、ここへうたってあるところは全部一応開発を進めるというのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的に今、青い場所につきましては林地開発の申請が上がっていますので、その申請が許可になれば当然ながら開発行為を始めてパネルを張っていくというふうな形になりますが、今、緑のほうの2つの事業につきましては、まだ林地開発の申請が出ておりませんので、それが出て、そして内容が不備がなく許可になれば、こちらのほうも建設に向けていくものと考えております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 昨年の8月の豪雨のときに、第1工区だと思うんですけども、濁り水が発生したということで、結構住民の方から指摘があったんですけども、今度のその補償の問題とか、もしそういう災害があった場合、それについてはどうなっているんでしょう。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的には林地開発に基づく開発で、この林地開発の許可権者は県になります。実際に今、許可を与えて、その工事期間中につきましては山梨県が所管して、それを指導するようなことになっておりますので、その対応になるかというふうに思っております。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 第1工区も同じような形だったと思うんですけども、実際には池のほうちゃんと完成していなくて、泥水が東側のほうでしたっけ、そちらのほうに流れたとか、結構工事中のミスというものが多かったと思うんですよね。それで、許可を県が出したからといって、そういうことが起こり得ないということはある得ないと思うので、それに対

する対策などはどうなっているんでしょう。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的に、林地開発につきましては私どもの環境課の所管外ですので、余り詳しいことは言えませんが、当然ながら県が許可するのだから県が指導しろばかりというわけではなくて、市のほうも当然、農林振興課なり建設課なりがその対応に当たりますけれども、最終的な指導は県からと。私どものほうもそれについては同行して、その内容につきまして知り得たものにつきましては、当然ながら一緒にやっていくというようなことになっております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 第3工区の1と2ですね、今年の3月にそれぞれ住民説明会をしたと、2カ所で。この際に、いろんな要望とかそういったものが出されたかどうか、報告を受けていますか。お願いします。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） こちらの説明会につきましては私も、そして農林振興課、建設課も課長、そして係長がこちらの説明会のほうに同席をさせていただきました。その中で、新田地区につきましては、非常に反対だという声が大きかったです。また、非常に土石流について心配していたというふうなものがございました。また、つくし野地区におきましては、集落の中に河川が流れているといったことで、非常に水についての、あふれるじゃないかというようなご心配の声が聞こえました。また、団子地区におきましては、建設中の道路、工事車両の通行とかいう部分について心配する声がありました。ですが、基本的には心配する声であるとか、反対する声であるとかということの中で、要望事項というところまでは至らなかったところでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その要望に対して、各業者は具体的にその対策を講ずるということはないという判断ですか。その辺はどうでしょう。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 先ほどは、余り具体的な要望まで至らなかったというふうなことです。基本的には心配する声があるといったことで、我々としてもできてしまうのならば、より安全な施設といったことで求めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっと別件なんですけれども、会社が二、三カ所変わっていますよね。これはちょっと具体的に、どういう理由で変わっちゃったのか、そこまでわかっているのかどうかわかりませんが、ちょっと具体的にご紹介いただけますか。多分今、変わっちゃったというのは、前の会社で事業計画とかいろんなものが全部出したと思うんですよ。今回、新しい会社になったと。この際にどういう、書きかえもあるだろうし、どんな理由でそんな会社になっちゃったのか、この辺はいかがですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 個々の事業者につきまして、どんな理由で変わったのかということとは私どもは承知していないところでございますが、第3工区の1、そして第2工区、第4工区のほうは昨年より明確に変わっているといったことになっております。企業間で多分、設備認定の売買があったものというふうに考えておりますが、基本的には平成29年の4月からFIT法が改正になりまして、平成29年の4月を起点に3年以内に完成させない場合につきましては、20年間の売電期間が延びた分だけ売電期間が少なくなっていくというふうな形の中で、どうしても業者のほうで、売り手と買い手の思惑が一致したというふうな形の中で、今回の事業者につきましては、恐らく今度は名義が変わらずこれが固定をいたしまして、なるべくそのペナルティーを食らわないように急いでやるような状況になるのかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） この近くに大沢遺跡、それから辻合遺跡ですか、あると思います。それぞれ現地で調査した、発掘調査とか、いろんなことをしたと思いますけれども、結構近いんですが、何かこれに対しての対応とかいうことは業者のほうであったのか、県のほうで指導があったのか、この辺はどうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） そのあたりのことは私どもの所管外ですので、生涯学習文化課がこういった部分を持っていますので、当然ながらこういうところにつきましては、ある程度の規模になればそういった試掘調査をしなければならないというものがありますので、その手続は踏むものと考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 新田、団子、つくし野地区対象に説明会があったというお話なんです

が、その中で雨のこと、やっぱり水、水のことをすごく、例えばつくし野なんかは心配して質問した方がたくさんいたと思うんです。それに対して、業者のほうでため池を8つぐらいつくと。それでそのため池が、この場合だったら坊沢川ですか、に流れるという話だったということなんです、その辺の、ため池にたまった水を坊沢川に流すというのは、かなり坊沢川を改修したり何かしないと、雨量によってはあふれる可能性があって、一番下のところにあるつくし野なんかは心配しているわけなんですよね。それに対して具体的に、例えばため池をどんなふうになっているのか見て回るとか、具体的に坊沢川をどんなふうに変えたらいいとか、そういったことに対しては何か考えていますか、市では。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） ため池というのは多分、調整池のものだと思いますけれども、基本的な林地開発の考え方でございますが、その調整池につきましては30年に一度に降る確率の雨を受けとめるようにしなさいよというようなことが、林地開発の基準でございまして、基本的には、30年確率の雨が降っても今と水の状況が変わらない、今でも山林に降って、それが河川に流れこんでいる量が、ある一定量があるかと思っておりますけれども、その量をふやさないとというのが林地開発の許可基準と伺っていますので、業者のほうはその後の説明がうまくできなかったというふうに私も感じておりますけれども、基本的には、メガソーラー施設ができたことによって川の水かさがふえるということはないというのが、県の説明でございまして。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、すごい豪雨があちこちでありますよね。それで、今までは基準が、確かに基準が低かったかもしれないんですが、今その基準というのは変わらないんですか。変わっているはずですよ、この基準は。変わっていない。本当に。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 大変、所管外のことなので詳しいことはわかりませんが、私どもは今、30年確率と伺っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 30年確率というのはどういう意味ですか。30年に一度という意味ですよ。でも、それって信じられないですよ。本当ですか。どこが出している、県ですか、国ですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応、基本的に県、国の基準を使った、県が定めたものでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それで、それを基準にして考えているとしても、じゃ、今のままの坊沢川の体制で何も改修しなくても、水の量は降ったままで大丈夫という考えを市もしている。何もしなくてもいいと、その基準にするんだからという考え方でいいということですか。そこをちょっと聞きたいんですけども。それとも、何か考えなければいけないという考えがちらっとでもあるのかどうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応、私の所管外で大変申しわけないんですけども、一応林発に当たっては、坊沢川のところを全部歩いて、一番狭い断面のところを基準として、そこがあふれないというのが基準になっているというふうに伺っております。ただし、それ以上、そこがあふれないというふうな県の話ではございますが、我々とすればその30年確率というものも、確かに国の基準だからしょうがないかもしれませんが、私どもとすれば住民が安心できるようにそれ以上のもの、それ以上の安全対策をしてもらいたいといったことは、事業者には要求しているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 西日本豪雨のときも、太陽光発電のパネルがかなり飛んだりとか、それからずり落ちたりとか、斜面のところですね、かなり出ているということで、時間当たり50ミリメートルだったのが時間当たり1000ミリとかですね、そういった値のことも考えないと、先取りをしてそういう防災というのは考えていかなければいけないというような意見も非常に出ているということを聞きました。神戸なんかでも、ずり落ちて新幹線をとめてしまったとか、それから伊豆の、これは西日本豪雨かわかりませんが、伊東でも山の前面が削れて非常に、観光地なのにかかなり太陽光発電のパネルの影響でという、そういう事例が非常に出ているわけなんですよね。

だからやっぱりそれを、今そうだからといって不安を払拭するには、やっぱりもっと住民に対して丁寧な説明を、今の説明だとそのときには、住民説明のとき、今みたいな説明は出ていなかったと思うんです。だから、かなり住民の方は不安を持っていると思います。

もう一回そういった説明会みたいなのは、市としては事業者がやったんだからもうやらな

いということですか。それとも、住民からそういうものがあればやりますか。市としてはどうなんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 事業者とすれば、基本的にこの1回の、3月の説明会で終わると思っていないというふうなことを伺っておりまして、合意形成ができるかどうかわかりませんが、何度でも説明会をすとおっしゃっていますので、私どものほうも市としての要求、市としての丁寧な説明を求める態勢をとって、ぜひ説明会のほうを開催するように指導してまいりたいと思いますし、それにつきましても私どものほうで同席して、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのことをまた、住民の方にお伝えしたらいいかなと思いました。もし、住民の方がすごい反対した場合に、行政としてはどうするつもりでいますか、市としては。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） このメガソーラー事業につきましては、何ら規制する条例とか法律もなく、あくまでも林地開発許可というふうな、森林法に基づくものが法の根拠になっております。あと、河川に水を流すというふうな中で河川協議、あとは法定外公共物の占用とか、そういった各種手続がございますが、その辺の林地開発の許可、そして各種法令の届け出等が全て完了すれば基本的にはできてしまうといったものでございますので、我々としては丁寧な手続、そして今以上の、計画以上の安全施設というふうなことを求めてまいりたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、どんなふうになっていますか、法的にはどうすることもできないということなんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 現行の制度においては規制することはできないということです。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうであっても住民の方に安心してもらえるまでは、要望があればしっかり説明会は開いていくと。それから、要望もしっかりと間に入って、住民の皆さんの不安の原因となっているところは、ちゃんと事業者にも市としては伝えていただけると、そう

ということですね。はい、終わりました。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） きょうのこの説明は、甲斐市に関係するエリアだけの話ですね。境界に沿った説明になっていますね。韮崎との境界。これ、韮崎側は何か、例えばどういう会社がどういうふうでというのは、こっちは何もつかんでいませんか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私が聞いている段階では、第2工区が少し韮崎分が入っているというふうな形の中で、当然韮崎側のほうにも事業概要書が提出されていると思いますが、特に韮崎側からの情報はいただいております。

○委員長（山本英俊君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 2工区と4工区がこれ、韮崎とみんなかぶっていますよね、多分。前の計画の説明図ではまたがっています。それを、甲斐市側だけがやります、韮崎側はしませんという話になるのかどうなのか聞いている。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 昨年まで、この第2工区、第4工区につきましては、どのような規模なのかが決定していなかったと。第4工区につきましては29ヘクタールやるというふうな話の中で、実際に韮崎市と甲斐市にまたいでやるというふうな、昨年までそんな状況でございましたが、実際に29ヘクタールをするとなると環境アセスメントの対象になってしまふといったことで、先ほど言ったとおり3年のペナルティーになるまでに、平成32年3月までに完成しないと20年の売電期間が短くなってしまふ、環境アセスをすれば2年、3年たってしまうといったことの中で、事業者は環境アセスに関係ない15ヘクタール未満にしていたといったことで、前回は29ヘクタールで甲斐市、韮崎市にまたがっておりましたが、今回は14.8ヘクタールにする中で、全て甲斐市側のほうにそれを設置するといったことでございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほど委員のほうからも話もありました、1工区の問題ですよ、東側が濁ったとか何とかという話。課長の答弁でも、今後もこれに関しては、環境課もそうなんだろうけれども、農業振興課とか建設課がみんなかかわっているという話がありましたよね。

そのときに、濁ったものについては当時ちょっと僕もかかわり合いがあって、農林振興課の小澤課長に話をして、とにかくこの関連しているものを、1つの課でなくて、関連している、今少なくとも課長さっき3つの課を言いましたよね、3つというのは環境課も入れて3つ。よく住民に対応するためには、そういう課が連携をとってやっぱり県と、これ確かに県の認可事業なんだけれども、県と交渉する場合には住民が交渉するわけにいかないわけですよ。だから、市がその音頭を取って、きちっとその情報を確認しながら対応して、早い処置をとってもらおう。それも、幸い去年はそういうことでとってもらったんです。

いろいろな改善点も、当然工事ですから施工中で、例えば調整池の問題にしても、施工中の場合はやっぱり全部が全部完成したときと同じような感じにはならないわけですよ。いろいろな問題が出てくる。そういうような問題を、市が間に入って県とやっぱり交渉して、住民の不安を取り除いてもらいたい。多分そういう、今度のその、要は坊沢川に関しても、この3工区に関しても、そういう腹つもりではいると思いますけれども、重ねてそれをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 実際には、県のほうも非常にこの事業について心配していただきながら、本市におきましては環境課、農林振興課、建設課、都市計画課が中心となり、またこれに、先ほど言った遺跡の関係があれば生涯学習文化課、そして防災危機管理課等の連携をいたしまして、市はその体制をとりながら、県のほうも砂防課とか河川課、中北林務事務所とか建設事務所等の担当が一堂に会して、この問題について話し合いをして情報も共有しながら対策をとっていますので、今後もそのように連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 話だとそういう話になるんだけど、前回のときも結局その対応をしてもらうのに、なかなか県のその動きが鈍いんですよ。だからやっぱり当事者としては、甲斐市の場所でこれやっているわけだから、甲斐市が動かないと県も動かないんです。あのときも、再三再四言ってようやく県が動いて連携をとれるようになったという、実際の現状

があるわけですね。だから、そういうことも踏まえて、何かがあったときには住民に被害ということでもないけれども、何らかの影響があるわけですから、それを踏まえて市が前もってやっぱり、大変かもしれないけれども、関係する部署と連携をとって進めていてもらいたいと思います。

要望で結構ですよ、強くお願いしておきます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） ありませんか。なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の状況についてを終了いたします。

続いて、環境課関係のその他を行います。

委員より、環境課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 12月に、あさってから始まるゴールデンウィーク中の対応という形でちょっと、あれは再質問でやったのかな、おとといかきのうの新聞に県下のごみ収集の一覧表が出ていました。改めてその甲斐市の対応、これちょっとお話しいただけますか。ごみ収集について、お願いします。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） ごみの処理につきましては、中巨摩広域と峡北広域とありますけれども、基本的な考え方は、日曜日・祭日には休みというふうになっておりますが、大型連休や、また月曜日が祝日に当たるところが多いということで、特別収集というふうなものをしております。その中で、昨年来から関係の構成市町と、また各一部事務組合と話し合いをして、この10連休につきましても、一応特別収集日を設定したところでございます。

ただし、竜王地区の北部と南部が、曜日が違っている部分がございます。また、峡北広域のごみにつきましては、週3日間燃えるごみの日がありますが、竜王地区については2日しかないといったことで、その特別収集日がそこに当たるかどうかというところがポイントでございまして、一番、竜王地区の南部地区につきましては、特別収集日が5月3日に当たっていますが、実際には最終がきょう、26日の金曜日が出せる日で、1週間あいての3日、5月3日というふうになっております。あすですね、すみません、あす26日の金曜日が収集日がございまして、次回は5月3日の金曜日という形の中で、約1週間あいてしまいます。

そのほかにつきましては、竜王地区北部につきましては、4月29日、5月2日、5月6

日というふうな形の中で、祝日のほうもその特別収集日に当たっていますので、こちらにつきましてもは普段どおりとほぼ変わらないのかなというふうに思っております。

また、峡北広域でございますが、基本的にこちらのほうも祝日・休日は収集がないということですが、特別収集日といたしまして4月29日の月曜日、5月2日、5月6日といった3日間、収集を行うというふうに設定しております。

いずれにいたしましても、市民の方にはご不便をかけるところでございますが、一部事務組合の都合もございます。また、周辺の構成する市町の状況もありますので、今回はこちらの特別収集日のほうで進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 竜王のほうの南のほうが5月の3日のみか、あしたやっちゃうと3日までないと。温度もどんどん30度を超えているというふうな日があると思います。この辺で住民への徹底という、今までの徹底方法というかPRの方法は、どんなことをとられましたか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） こちらのほう、4月の広報と一緒に配布しているごみカレンダー、これについて基本的には全ての世帯のほうにお配りしていますので、こちらに書かれているを確認するということと、当然ながら知らなかったという場合もあると思いますので、当然連休中につきましても、日直のほうにはこのカレンダーのほうを備えつけておいて、問い合わせの対応をします。また、ホームページのほうでも一応そのあたりのほうを周知しているところでございます。

○委員（五味武彦君） もう一ついいですか、委員長。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ごみ収集とはまた別に、リサイクルセンター、3カ所にあると思うんですよ。これは、連休中はどんな対応になっているのかお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 市内に3カ所あります、各地区にありますリサイクルステーションでございますが、これにつきましては連休中も全て10日間、そちらのほうは開いておりますので、できるだけごみに出さずにリサイクルに出していただければと思っております。

○委員（五味武彦君） はい、以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか、ないですね。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、以上で環境課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時45分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

引き続き、自己紹介をお願いします。・屋福祉部長から順次お願いいたします。

○福祉部長（・屋達巳君） お疲れさまでございます。私は、4月の人事異動で福祉部長を拝命しました・屋達巳でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

福祉部は、福祉課、長寿推進課の2課で構成をされ、私を含めて職員59名でございます。それでは、福祉課から順次、課長以下の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課長（齊藤一己君） 改めましてこんにちは。福祉課長を務めます齊藤一己です。3年目になります。福祉課は4係で構成され、職員は29名となります。この後順次、係長のほうから自己紹介をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○福祉総務係長（伊藤達郎君） 4月の人事異動で福祉総務係長を拝命いたしました、伊藤達郎です。よろしくをお願いいたします。

○障がい者自立支援係長（堤 真由美君） 障がい者自立支援係長の堤真由美です。3年目になります。よろしくをお願いいたします。

○障がい者生活支援係長（大木貴子君） 4月の人事異動で、障がい者生活支援係長を拝命いたしました、大木貴子です。よろしくをお願いします。

○保護支援係長（田邊 誠君） 保護支援係長の田邊誠です。2年目でございます。よろしくをお願いいたします。

○長寿推進課長（相川泰史君） 改めまして、皆さんこんにちは。4月の人事異動により、長寿推進課長を拝命しました、相川泰史と申します。よろしくをお願いいたします。

長寿推進課は3係と、介護認定審査会事務局からなります。職員は合計29名でございます。よろしくをお願いいたします。

続いて、係長の自己紹介をさせていただきます。

○長寿あんしん係長（井上千悦子君） 4月の人事異動で長寿あんしん係長を拝命いたしました、井上千悦子と申します。よろしくお願ひいたします。

○介護保険係長（赤松 圭君） 介護保険係長赤松圭と申します。2年目となります。よろしくお願ひいたします。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 介護予防推進係長藤原布美と申します。4年目となります。よろしくお願ひいたします。

○介護認定審査会係長（塚田英仁君） 甲斐市、中央市、昭和町介護認定審査会事務局の係長の塚田英仁と申します。2年目となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

以上で、福祉部の自己紹介を終わります。

ここで暫時休憩し、職員が一部退出いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

続いて、内容（2）県定数条例改正による市民生委員児童委員定数の変更について、担当より説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） それでは、お手元の資料2ページの、県定数条例改正による市民生委員児童委員定数の変更につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、本年3月の当初予算特別委員会において概要をご説明させていただいておりますが、県から正式に定数に係る決定通知が3月下旬に届きましたので、改めて本日はご説明をさせていただきます。

まず、経緯ですが、民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、都道府県知事が市区町村長の意見を聞いて、定数を条例で定めることとされており、あわせて児童福祉法に基づく児童委員も兼務することとされていることから、民生委員、児童委員という呼び名が正式となります。また、児童委員のうちから主任児童委員を厚生労働大臣が指名することとされており、民生委員、児童委員及び主任児童委員ともに任期は3年で、再

任も可能とされております。このような中、現委員の任期は平成28年12月1日から本年11月30日までとされており、今年度全国的に委員の一斉改選が実施されることになっております。

次に、定数ですが、本年11月30日までを任期とした現委員につきましては、本市の場合一覽でお示しするとおり、民生委員、児童委員151人、主任児童委員8人、計159人となっております。このうち、主任児童委員につきましては、県内13市の中で小学校数より委員数が少ないのは本市のみで、平成28年度に行われた一斉改選では委員を3人増員し、小学校数と同数の11人となるよう県へ要望いたしました。結果、県では他市への影響等を懸念し、定数の変更をされませんでした。

ちなみに参考として、13市の主任児童委員数の状況ですが、委員数が最も多いのは韮崎市の22人で、委員1人当たりの平均担当児童数は103.5人となっています。また、委員1人当たりの平均担当児童数が最も少ないのは大月市の99.4人で、委員数は14人となっています。そして、本市に人口規模が近い南アルプス市は委員15人で、1人当たり平均は416.4人となっている一方、本市は委員8人で、1人当たり平均は763.8人という状況で、特に竜王地区においては、小学校6校を3人の委員が担当しており、1人当たり平均は1045.7人と突出していることから、委員への負担も著しく増加している状況にあります。

このような中、本年11月の一斉改選を前に、甲府市が本年4月1日に中核市へ移行し、独自に民生委員、児童委員等の定数を定めることが可能となったことから、県では県条例で、甲府市を除いた新たな定数を定める必要が生じたため、本市ではこれに先立ち、あらゆる機会において主任児童委員を市内小学校11校と同数となるよう、3人の増員を要望してまいりました。

この結果、県は本年2月の県議会において条例改正を行い、本市の主任児童委員数は3人増の11人となり、1人当たり平均担当児童数も763.8人から555.5人に軽減されることになりました。

なお参考ですが、民生委員、児童委員の定数基準につきましては、民生委員法で人口10万人未満の市の場合、120世帯から280世帯に1人委員を配置することになっており、本年2月末現在、本市は委員1人当たり215世帯となっております。

3ページをごらんください。

本年12月の一斉改選までのスケジュールですが、県議会にて定数に係る条例改正が可決されたことから、先月下旬に定数決定に係る通知が県から送付されてまいりましたので、市

から全自治会長へ委員候補者の推薦依頼に係る通知を送付いたしました。また、昨日、きょうと、自治会の各支部会議がそれぞれの地区で開催されておりますので、委員候補者の推薦依頼と推薦に係る説明を行っております。そして、7月中旬に自治会からの委員候補者の推薦を締め切り、8月上旬に市民生委員推薦会で候補者審査会審査を経て、県への推薦を行います。その後、県での候補者審査手続が行われ、厚生労働省への候補者推薦が行われ、12月に厚生労働大臣からの委嘱状が交付される予定となっております。

以上が、県定数条例改正に係る市民生委員児童委員定数の変更に係る説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。
五味委員。

○委員（五味武彦君） スケジュールのほうでちょっとお伺いしたいんですけども、これは3年に1回切りかえになるんですが、毎回不足するんですよ。各自治会長の推薦という中で、多ければもちろんいいんですけども、こういう民生児童委員というので、なかなか手がないということで、大体間際でばたばたするということがあると思うんですよ。一応、スケジュール上では8月からということになっているんですが、支部会議ですか、で諮ったとは思いますが、やっぱり行政として強く要望というか、お願いということを重ねて言っていないとまた、前回竜王で何人か欠員が出たとか、間際ですね。そんなこともありましたので、この辺、あと行政の方がやらなきゃならなかった、行政卒業した方がやらなきゃならなかったとかいう間際の穴埋めをした経過を、私覚えているんですけども。

ぜひ、今回はそのようなことのないように、前もっていろんな準備を、段階を踏んでいただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） まさにおっしゃるとおりで、前回、間際までちょっとばたばたした経緯があるというふうに聞いております。ですので、今回につきましては、早めに自治会長の皆様にお知らせをさせていただきまして、適当な方をご推薦いただけるように地域で、また現在の委員さんとよく連携を図っていただいて、現委員が留任されるのか、また新たな方がなるのかということを決めていただきたいということで、重ねてお願いをさせていただきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

清水正二議員。

○議員（清水正二君） 主任児童委員ですか、が3人、今まで要望して、これ県の条例改正でなったということですがけれども。韭崎とか他市から見ると、甲斐市の児童委員の人口比率、これで見ると人口比率でそのというふうな解釈ができるんですけども、この県の基準というのか、そういったものはどういうふうな形になっているかはあれですか、把握しているんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 国が示します主任児童委員の配置基準につきましては、旧町単位の法定民児協の委員さんの数、旧町の民生委員、児童委員の数によって、主任児童委員の数というのが決まっております。基本的にいいますと、民生委員の数が39人以下の場合は2人、40人以上の場合は3人というふうになっております。ですので、竜王の場合は七十何人おりますので一応3人、敷島の場合も五十何人ですので3人、双葉の場合も34人ですか、ですので2人というような形になっております。

これを、国のほうではそういう基準はあるんですが、地域の実情を踏まえた弾力的な配置を行うことは差し支えないというふうになっておりましたので、これまでの県の定数が2,525人という定数になっておりましたので、何とか甲斐市の場合は小学校数も多いですし子供の数も多いからということで、再三お願いをしてくれているんですが、どこかをふやすとするとどこかを減らさなければならないというところがございまして、またその背景には、山梨県の場合は昭和55年に現在の定数まで委員の数がふえたんですが、1人当たりの持ち受け世帯数とかそういったものは全国の中で一番少ないということで、これ以上もう委員の数はふやしちゃいけないよということになっておりましたので、現在の定数の中で出し入れをしていかなければならないということから、今回ふやすまでに苦勞したというところがございます。

○委員長（山本英俊君） 清水正二議員。

○議員（清水正二君） だからね、民生児童委員の定数基準とここに、一番下のほうに参考としてあるんですよ。これで行くと、当然人口の中の比率で行けば民生児童委員というのはふえていかなきゃいけない。そういった中で、県の基準というのがどこにそこにあるのかと

いうことをやって、条例改正は条例改正で、当然その大月であれば98人とか、大月だよ、99.4人とか、当然少ないところは減らしたりしなきゃならんということになるじゃないですか。そういったことをまた働きかけなければならぬと思うんだけど。

これはこれでもって、そういう認識を持って要望してもらいたいと思うんですよ。県の条例のことだから、また県に働きかけるとか、条例改正をして、そこら辺の定数でもってなっているのであれば、そういった形の働きかけをすとかという形にお願いしたいと思うんですけども。

それはそれでもって、答弁はあと1回で終わりだからあれだけど、この人口の定数がありますよね。当然、その自治会、例えば自治会単位でもってこうやって選んでもらっています。自治会の、例えば長塚であれば、何人民生委員さんがいるかわかりませんが、うちのところは2人、区で2人いるんですよ。人口比率で行くと、長塚が例えば1,000人で、1,000世帯の中で4人という形になっていくと、そういった割り振りということも、当然その視野の中に入れていかなきゃいけないと思うんです。

そういった形で、子育て支援という形の中であれば、民生委員さんのなり手も少ないかもしれないけれども、やっぱりそういったことも勘案して見直していく必要があるのではないかなというふうに思うんですけども、この辺のところいかがでしょう。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） おっしゃるとおりで、私どもも改選を前提に、県のほうには再三民生委員の数をふやしてほしいということは、県のヒアリング、また直接担当の課長、部長のほうにもお邪魔させて、要望させていただいたり、また市長、副市長もお話をしてくださったりはしているんですが。

今、お話ありましたとおり、甲斐市の中で最も世帯数が多いのは古村になります。古村のところは1,040世帯ということで3人の委員さんになっておりますので、もう少し多く、手厚くできるようにということで私どもも考えておりますが、ただ、各地区ごとの民生委員さんの人数割りというのは、現在のものをベースにそれぞれの地区の中でご協議をしていただきたい。地理的なものもございますし、人口密度のものもございますので、そこら辺は余り行政が主導であらゆるこうしろとなってしまうと、さらに民生委員さんにちょっとご負担かかる部分もありますので、各地区の民児協の会長さんを中心にご協議をしていただいております。ですので、今回竜王地区だけ一部ちょっと、各自治会の人数の増減をさせていただくところがございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか、質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、県定数条例改正による市民生委員児童委員定数の変更についてを終了いたします。

ここで休憩ということで、10分ということで休憩とります。ここで1回。

3時15分まで休憩ということで。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時12分

○委員長（山本英俊君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、内容（3）甲斐市プレミアム付商品券事業について、担当より説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

先ほど、自治会の世帯数で一番多いのが古村というふうに、1,040と申しましたが、ちょっと訂正させてください。申しわけございません。長塚が1,247で一番多かったので、申しわけございません、訂正させていただきます。

それでは、お手元の資料4ページの、甲斐市プレミアム付商品券事業につきましてご説明いたします。

既に、新聞報道等を通じご承知のこととは存じますが、国の今年度予算が3月27日に成立したことに伴い、本事業の詳細な内容が国から示されてまいりましたので、ご説明させていただきます。

まず経緯ですが、国は本年10月の消費税、地方消費税の10%への引き上げに備えた負担軽減策として、低所得者及び子育て世帯への消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起及び下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行うこととしました。また、販売を行う市区町村に対しては、その実施に必要な事業費及び事務費に係る経費を全額補助することとしております。

次に、購入対象者ですが、今年度の住民税非課税者と、平成28年4月2日から本年9月30日までに出生した3歳半までの子供が属する世帯の世帯主としており、本市での購入対

象者は、非課税者が約1万2,000人、3歳半までの子供につきましては、出生前の子供の数も含み、おおむね2,400世帯で約2,700人を見込み、総数1万4,700人ほどを想定しております。

次に、購入限度額ですが、今年度の住民税非課税者は、1人につき券面額2万5,000円の商品券を販売額2万円で、また3歳半までの子供が属する世帯の世帯主は、券面額2万5,000円の商品券を販売額2万円で、3歳半までの子供の数まで購入可能としております。例で申しますと、両親がともに非課税者で、9月末現在において3歳半までの子供が1人いる3人世帯の場合は、券面額2万5,000円の商品券を2万円で4口分購入でき、最大で券面額10万円分を8万円で購入できるものです。

次に、商品券内容ですが、1人当たり400円で25%分のプレミアムが上乘せされた券面額500円の商品券を10枚1セットとし、4,000円で5,000円分の商品券が購入できるとともに、低所得者に配慮した5,000円単位による分割販売を実施し、対象者1人5セットまで購入できる内容となっています。

次に、商品券の販売期間と販売方法ですが、国は市区町村において販売期間を定めることとしており、本市では10月、11月の2カ月間で販売を行う予定です。また、国では販売方法について、特殊詐欺対策として市区町村などの管理下にある場所での対面販売を原則としております。

次に、商品券の使用可能期間ですが、国では本年10月から来年3月までの間で、市区町村が定める期間とする一方、消費税が増税となる10月からの使用開始を目標とするよう市区町村へ要請していることから、本市では本年10月から来年2月までを使用期間とする予定です。なお、国では転入、転出に伴う商品券の購入や使用などの取り扱いも柔軟的に対応することとしております。

次に、取り扱い業者ですが、商品券の使用可能店舗について、市区町村内の店舗を幅広く対象とし、公募することとしており、平成27年度に実施された商品券販売とは異なり、商工会などの加盟店に限定した公募は不可とされております。また、商品券は公募に応じた全店舗で使用できるようにすることとされており、平成27年度の商品券のように、大型店舗と個人商店との区別した使用限度を設けることも不可とされております。

5ページをごらんください。

事業スケジュール案ですが、来月22日に開会が予定されております臨時議会において、本事業実施に伴う事務費及び事業費に係る補正予算を計上させていただきたいと考えており

ます。また、6月には商品券使用可能店舗の公募を行い、7月から9月において、低所得者へ商品券購入申請書を送付し、申請の受け付け及び所定の要件に係る審査を行います。この際、3歳半までの子供が属する世帯につきましては、所得制限などの要件はなく、生年月日で対象の可否を行いますので、商品券購入申請書の送付は行わないこととされております。そして、9月には低所得者及び3歳半までの子供の属する子育て世帯へ商品券の購入引換券を送付し、10月、11月で商品券の販売を、また商品券の使用を10月から来年2月までとし、それに伴う商品券使用可能店舗の換金を10月から来年3月まで行い、4月に事業実績報告を行うスケジュールとなっております。

また、本事業の所管につきましては福祉課を中心とし、商工観光課、子育て支援課の3課によるプロジェクトチームで取り組んでまいります。

なお、先ほどご説明いたしました、商品券使用可能店舗につきましては、市区町村内の店舗を幅広く対象とし、公募することとされているため、市広報紙及びウェブサイトの商品券使用可能店舗の公募を行う必要があります。また、7月には商品券購入申請書を対象者へ一斉送付する際、どこの店舗で商品券が使用できるかお示ししなければ商品券を購入する可否かの判断もできず、多数の問い合わせなどが寄せられるおそれもございます。このため、臨時議会での議決後に発行されます広報6月号において、商品券取り扱い事業者の公募に係る周知を行わなければスケジュール的に間に合わないため、広報掲載の準備を進めさせていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をいただけますようお願いいたします。

以上が、プレミアム付商品券事業に係る説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。
保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 販売方法ですね、特殊詐欺対策として市区町村との管理下にある場所でのというのは何カ所ぐらいで、大体どういったところなのか、具体的に教えてもらえますか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 現在予定しておりますのは3庁舎で、それぞれの窓口で、これ専門の窓口を設けて販売をする予定でおります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 土日とかそういうのはどうなっちゃいますか。

- 委員長（山本英俊君） 齊藤課長。
- 福祉課長（齊藤一己君） 原則、庁舎開庁時ということでやらせていただきたいということを現在考えております。
- 委員長（山本英俊君） 保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） 時間もですか。
- 委員長（山本英俊君） 齊藤課長。
- 福祉課長（齊藤一己君） 時間も、開庁時間を予定しております。
- 委員長（山本英俊君） 保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） ちょっと期間限定で、やっぱり仕事の関係があれなんで送らない人もいっぱいいるので、もうちょっと考えてサービスしたほうがいいんじゃないでしょうか。時間延長するとか、どこかだけはちゃんと土日もあけるとか何か、考えていただきたいと思います。要望です。
- 委員長（山本英俊君） 齊藤課長。
- 福祉課長（齊藤一己君） また、検討させていただきたいと思います。
- 委員長（山本英俊君） そのほか。
五味委員。
- 委員（五味武彦君） レアケースだと思うんですけども、スケジュール表を見ますと、9月に引換券送付ですか、その前に受け付け審査があらうかと思うんです、特に子育て世代。とすると、レアケースで8月、9月に転入してきたという方も、当然範囲に入ると思うんですよ。この場合の周知方法とか、その辺はどうなりますか。9月末までに入ってくる方ですか。レアケース。
- 委員長（山本英俊君） 齊藤課長。
- 福祉課長（齊藤一己君） 子育て世帯につきましては、今回3歳半まで、当初は3歳未満ということで設定されたのが3歳半まで拡張されたことに伴いまして、子育て世帯に係る基準日が6月1日以降に、7月31日、それから9月30日というように2つポイントが設けられましたので、そのところで抽出作業を行って、送付をさせていただくと。
また、他市町村で要件を満たして甲斐市に転入されてきた方につきましては、要件を満たしているようであれば、甲斐市の商品券購入券と交換をするということも可能になっております。
- 委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 3歳半までの子供が属する世帯主ということなんですけれども、要するに年収が3,000万円でも500万円でも、子供がいればこれに該当するという考え方ですよ、国の考え方は。確認してください。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回につきましては、子育て世帯につきましては、特に所得制限が設けられておりません。所得制限が設けられておりませんので……

〔「誰でもいいんだ」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（齊藤一己君） はい。子供が、3歳半までの子供がいらっしゃれば、その数だけは購入できるというふうになっております。

〔「まあ国が決めたことなんだから」と呼ぶ者あり〕

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、取り扱い事業者なんですけれども、業種とか何か、限定はされているのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 国のほうから言われているのは、たばこの販売とかそういったものはNGになっておりまして、それ以外は幅広くというふうになっておりますが、そうは言っても今回公募をするに当たりまして、不良な商店等になるといけませんので、そこら辺は申請時のところで申請をしていただいた上で、抽出した中から警察等の問い合わせ等も行って、業者の確認等も行いたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） あと、物を買うというののみなのか、例えば、極端な話なんですけれども、何か習い事の月謝とかと、そういうことも考えられるんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） その部分につきましては、役務の提供を受けるものについての対価というのはできないことになっております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） この中にちょっと説明ないんですけども、転売という可能性もあると

思うんですよ。要するに、2万円買って、誰かに少しもうけさせて売っちゃうとか。そういう危険性もあるんですが、そういったことまでは対応できていますか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 販売するにはご本人確認をさせていただくんですが、購入後につきましては、ちょっと私どもそこまでは追いかけることができないのかなというふうに思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

清水正二議員。

○議員（清水正二君） 子供の、3歳半ということなんですけれども、先ほど受け付けのほうというか何か、それは6月、9月と11月というふうに聞いたんですけれども、子供の3歳半の基準というのは、どこから基準にしていくんですか。そうしないと、子供の基準日というのがないと、先ほど生年月日と言ったけれど、これ販売するまでに3歳半までだよということが、基準日というものがないと、3歳半という目安があやふやになっちゃうじゃないですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 先ほどご説明させていただきましたように、平成28年の4月2日からことしの9月30日までに生まれたお子様が対象になります。その子たちが3歳半までということで取り扱いをさせていただくというふうになっております。

〔発言する者あり〕

○福祉課長（齊藤一己君） はい。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

金丸幸司議員。

○議員（金丸幸司君） 取り扱い事業所の一番下に、大型店舗と個人商店等というのがあったんですが、前のときは確か、大型店舗と個人の商店街等で使えると分けて、確か地域の商店街を活性化するみたいな内容であったと思うんですけれども、今回、何でもこういうふうにならざるを得ないというふうになったのか、ちょっとその辺。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） その区別がなくなった理由というのは、ちょっと国のほうで決めたことなのでわかりませんが、今回は大型店、個人店舗というようなことの区別はしてはいけない。また、商工会に加盟しているところだけの限定ということもしてはいけない。そのかわり、市区町村内で幅広く公募をして、取り扱い業者を募集するよという通達になっております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。
内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今に関連することなんだけれども、公募に応じた全ての店舗というのは、例えば審査というか、公募に応じたものは全ていいという、そこら辺の上限設定というか、例えばあんだのところはだめだよとかという、そういう可能性はなくて、一応公募をするための条件みたいなのがあって、それに対していい、悪いという判断はどういうふうにするの。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回、幅広く公募をさせていただきますが、以前は商工会へ加盟しているということで、それが背景にありましたので信用できる部分もあったと思います。今回、幅広く公募をしろというふうになっておりますので、基本的にはもう暴力団とか、あとそれに関係する反社会勢力の商店とかということは排除できるようにしたいと思っております。それは、先ほどちょっとお話ししましたとおり、無作為に抽出をする中で、警察等にも問い合わせをさせていただいて確認をしようと思っておりますが、全部をするとなると、ちょっと私どもも時間的に間に合いませんので、基本的には登録申請書の中に宣誓書ということで、私どもはそこら辺は違反していませんよということを宣誓してもらった上で、審査等をさせていただこうというふうに思っております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 基本的には、公募で提出されたものは全て認めるという、認識そうですね。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 取り扱い不可の商品を販売するとか、役務を提供するということでない限りは、基本的には参加できるというふうに思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。
齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） この説明の、購入限度額の3のところの例をちょっと、よく計算わかりにくいんだけど教えてくれる、わかりやすく。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） ここにあります両親ともに非課税者、まず2人分になります。2人が非課税ということになります。なおかつ、お子さんも非課税者になりますので3口分になります。3口分。なおかつ、そのお子さんが3歳半までということであれば1口になりますので、計4口……

〔発言する者あり〕

○福祉課長（齊藤一己君） いえ、1人で。

〔「1人なんだ」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（齊藤一己君） はい。非課税者取り扱いで3人分、3人分というか3口分。そして、3歳半までのお子さんということで1口分ということで4口になりますので、8万円で10万円の商品券が購入できるという内容になります。

〔発言する者あり〕

○福祉課長（齊藤一己君） ですので、3歳半でないお子さん、例えば小学生とかというお子さんと、ご両親が非課税の場合は2人と、小学生のお子さん1人で3口ということになります。

○委員長（山本英俊君） そのほか。そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市プレミアム付商品券事業についてを終了いたします。

続いて、内容の（4）生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業について、担当より説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 引き続き、よろしく願いいたします。

お手元の資料6ページの、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業につきまして、ご説明いたします。

本事業につきましては、今年度から実施する新規事業で、当初予算審査特別委員会において概要を若干ご説明させていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

初めに趣旨ですが、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない

よう、また貧困が世代を越えて連鎖しないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを趣旨とし、生活困窮者自立支援法に基づく国庫補助事業として、甲斐市子どもの学習支援事業を実施するものです。また、単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくりや、市単独事業で食糧支援も実施し、日常生活の支援等を通じた包括的な支援もあわせて行うものです。

支援対象者ですが、甲斐市就学援助費及び就学奨励費支給要項で定める就学援助を受ける世帯の中学生とし、主に3年生を対象としています。具体的には、生活保護法に規定する要保護世帯及び生活保護世帯に準じる程度に困窮する準要保護世帯のほか、市長が必要と認める世帯となります。また、募集人員ですが、市内5つの中学校を対象に1校5人を定員とし、総勢25人を予定していますが、定員を上回る場合は子供によって参加の可否をつけることはできませんので、補正等で対応することといたします。

次に、募集方法ですが、学校教育課が6月に行う就学援助認定審査に基づく認定通知に募集案内を同封するとともに、担当を通じた対象世帯への個別案内も実施し、応募は事業参加制度を学校でも把握する趣旨から、学校経由で行うこととしております。

次に、実施会場ですが、生徒の行き帰りにおける安全面を考慮し、各中学校の最寄り公民館を会場とし、一覧で示す内容となっております。なお、備えとして賠償責任保険も加入することとしております。

また、講師につきましては、民間学習塾またはNPOを対象に委託を行い、1会場で生徒5人に対し講師1人を配置する計画で、生徒が5人以上となり講師等に係る諸経費が発生する場合は、補正等で対応することといたします。

そして、学習支援の回数ですが、7月の募集期間を経て、8月から翌年2月までの7カ月間で、各会場ともに全36回実施することとし、定期支援は月4回の28回実施し、これ以外に進学先等に大きく影響する教達検対策として、重点支援を8回実施することとしております。

なお、支援実施日は原則平日とし、会場ごとに異なりますが、実施時間は全会場統一で、毎回18時から22時の4時間会場を借用し、18時から19時は会場へ到着した生徒から食料支援を行うほか、自習と個別指導の時間とし、全体授業は19時から21時の2時間とします。また、全体授業終了後は帰宅しても構いませんし、そのまま自習や個別指導を受けても構わない時間としますが、21時45分には片づけを行い、22時には閉館することといたします。なお、食料支援につきましては、例えばパンと牛乳とか、おにぎりとお茶などの軽食を毎回提供する予定でおります。

以上が、生活困窮世帯等の子供の学習支援事業の説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。
保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと福祉課でわかるかどうかあれなんです、準要保護以上の、準要保護、要保護の中3の生徒の人数を、各学校ごとにわかったら教えてください。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 各学校ごとに申してしまっているのかちょっとわからないんですが、昨年12月の段階で、今度この4月から3年生になったときの、その12月の時点で2年生だった子供たちですね、その子供たちが就学援助を受けているというのは75人いらっしゃいます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 75人のうち25人ということになるんですか。そこら辺はちょっと、以上になれば、25人以上でも今、面倒みるというお話ですからあれですけども、その辺、最初から25人とするところがちょっとあれかなと思って、その辺ちょっと。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） この5人の根拠みたいなものもあるとは思いますが、先ほど申しましたとおり、平日の夜4時間、公民館を毎週のように決まった曜日をお借りするようになりますので、公民館にしますと夜の一番ゴールデンタイムを、子供たちに1つの会場を提供するということがありますので、ある程度目安となる人数をもって会場をお借りしなければというところがございましたので、各公民館長とご協議をさせていただき中、まずはちょっと5人くらいで行こうと。それで、最大ふえても10人くらいまでは何とか受け入れられるキャパの会場を毎週毎週、7月から2月まで同じ会場を提供できるようにしようということがありましたので、目安として5人ということで、今回募集をさせていただきました。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと、中学生これ22時までの拘束なので、普通に考えると女子なんかもいますので、土曜日とか何か、そういう昼間のほうがいいのかなんでも考えるんですが、これ普通の日と設定しているのも何か意味があるということですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 先進自治体のほうで意見をちょっと聞かせていただきまして、私どもも初め、夜、中学生をこの時間にとということも考えたりはしたんですが、土日にやると部活動とかそういったものもあったりして、なかなか参加する生徒がいないということを知りましたので、夜の時間に設けさせていただきました。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっと保険のことでお伺いしたいんですけども、多分、夜やるとのことなので、賠償ですか、掛けるということだと思んですけども。要するに、生徒が家から出て公民館に行って学習をして、帰って家に着くまで、何かあったらこの保険が対応と。全てのものに対応という格好でいいですか。それとも、公民館の賠償、いろんなものがあるんですが、全ての行動に対しての保険という考え方でいいですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 基本的に今、考えておりますのは、その公民館への行き帰り、もちろん家から公民館へ行く方もいらっしゃいますし、学校から直接行くという場合もありますので。ただ、その往復に係る部分を保険で対応させていただこうと。公民館の中に入ってしまうと、今度は公民館の中のほうの賠償の保険がございますので、今、私どもが配慮していこうと思っているのは、その行き帰りに係る部分というふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、この定期支援等教達検というのが今、対策というのが、それ私たちもちょっとこう、私の年代だとわからないので、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） この教達検というのは、高校進学等に係る目安のテストということで、10月と11月にそれぞれ実施されるということで、中学3年生の子供さんにとりましては進学先を左右する大きなテストとなりますので、そこに全8回を特別加えて、強化を図ろうというふうに思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、教えてください。

先ほど、対象者が75名で、一応募集の案内は75名全員に同封して、その後に担任の先生

を通じて対象生徒へ個別案内ということなんですけれども、その辺である程度、先生の判断も踏まえた上でという形になるのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 先ほど言った75人というのは総数なので、学校によってちょっと人数の違いもございますが、就学援助の決定通知と同時に各世帯のほうに同封させていただくんですが、もしかしたらですけれども、親御さんからお子さんのほうにこういう授業があるよということが行かない、話が行かない場合もございますので、担任のほうに、学校のほうにもその旨ちょっとお願いをさせていただきまして、担任の先生から、こういったいいものがあるから参加してみないかというような促しをしていただこうというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 今の定員のことなんですけれども、例えば、この生徒さんたちに全員行ったときに、25名に切ったときに、どうしてもやっぱりお友達も行くし、自分も心配になるので一緒に行きたいという場合は、その時点からでも人数はふやしていただけるのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） それは、途中からということですよ。

〔「最初から」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（齊藤一己君） 最初から。対象者以外ということですか。

○議員（滝川美幸君） 対象者の75人の中で25人以上が、もう始める時点で希望者がふえていったときに引き受けていただけるのですかということ。

○福祉課長（齊藤一己君） それは先ほどご説明したとおり、補正で対応を。

○議員（滝川美幸君） 補正ですぐに。

○福祉課長（齊藤一己君） はい、対応させていただこうと思っています。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

齊藤議員。

- 議員（齊藤芳夫君） この事業を実施するにあたって、予算総額は幾らですか。
- 委員長（山本英俊君） 齊藤課長。
- 福祉課長（齊藤一己君） 今年度の当初予算に計上させていただいておりますのが、380万円ほどです。その中に、備品の購入等もちよっと入っておりますけれども。
- 委員長（山本英俊君） そのほか。
内藤議員。
- 議員（内藤久歳君） 今の、講師のところでもちょっと確認をしたいんだけど、先ほどの説明だと、1会場で1教室でもマックス10人ぐらいは予定しているということなんだけれども、例えば10人になったときに講師は1人なのか、例えば6人になったときに講師を1人増員するのとかという、その辺のところは、10人になっても講師は1人ですか。
- 委員長（山本英俊君） 齊藤課長。
- 福祉課長（齊藤一己君） 今、考えておりますのは、5人に1人ですので、当然10人になれば2人ということで。ですので今、当初から竜王北部公民館につきましては、竜王中学校と竜王北中学校が使うことになっております。ここは予定どおり、例えば5人ずつ来れば10人になりますので、講師は2人ということになります。ですので、それ以上になれば、一応5人を目安に講師を1人ふやしていくというふうに考えたいと思っております。
- 委員長（山本英俊君） 内藤議員。
- 議員（内藤久歳君） 確認だけど、極端な例だけれども、5人を基準にやっていて、6人になったら1人ふえるのかという、こういう話があるんだけど、一応その辺のところの判断はどういうふうですか。
- 委員長（山本英俊君） 齊藤課長。
- 福祉課長（齊藤一己君） 逆に、言いかえますと、9人までは講師1人でというようなことで考えております。
- 委員長（山本英俊君） そのほか。
〔発言する者なし〕
- 委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。
以上で、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業についてを終了いたします。
続いて、その他を行います。
福祉課から報告がありますので、担当より説明をお願いいたします。
齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 資料ございませんが、ことし3月に甲斐市社会福祉協議会が策定いたしました、甲斐市社会福祉協議会第2期経営改善計画における介護事業所部門につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

この計画は、計画期間を平成27年から平成30年度までとした第1期経営改善計画に続き、今年度から平成34年度までの同じく4年間を計画期間とし、甲斐市社会福祉協議会の行動計画となります第2次地域福祉計画を、事業面、組織面、財政面から支えるための計画となるよう位置づけられ、策定されたものです。

この計画において、甲斐市社会福祉協議会が実施しています、通所介護事業所、訪問介護事業所、居宅介護事業所の3つの事業所に係る介護事業所部門につきましては、現在、竜王の保健福祉センターのほうで実施しておりますが、多数の民間企業参入による競合他社の存在や、施設の老朽化による機械設備等の維持管理経費の増加など、経営状態は合併時から右肩下がりで、平成28年度には大幅な赤字経営となっております。

このことから、社会福祉協議会では今回この計画を策定するに当たり、会計事務所による経営分析結果を踏まえるとともに、今後の施設維持や修繕費用等の見込みなどのリスクを考慮し、来年度末をもって介護事業所部門に係る3つの事業所を閉所する方針が計画に位置づけられましたことをご報告させていただきます。

なお、社会福祉協議会では閉所に向け、利用者の受け入れ先に係る意向などにつきましても、利用者の負担にならぬよう万全を期するとともに、勤務している職員の処遇なども十分考慮していくとの内容も、今計画にあわせて明記されていますことを申し添えさせていただきます。

以上が、甲斐市社会福祉協議会第2期経営改善計画における介護事業所部門に係る内容となります。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、甲斐市社会福祉協議会第2期経営改善計画における介護事業所部門について、委員の説明に対する質疑を行います。委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の説明で大体わかったんですけども、例えばこの3つ、通所、訪問、居宅がほかの民間との競合があって、そしてまた経営も余りよくないということで閉所ということですけども。これを、ちょっと聞いた話では、もっと新しいものとか新たな事業を考えているとか、それからほかの民間でできないことを市の社協で今後考えていくとか、

そういったこともちょっとあるような話も聞いたんですが、全くその介護事業については、もう社協ではやらないということなんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） これ社会福祉協議会の計画なので、私がああだこうだ言うのもちょっとおかしいのかもしれませんが、この介護部門につきまして、経営が悪化しているというのは、甲斐市の社協に限った話ではなく全国的なお話でありまして、今後想定されるだろう、市から依頼されるだろうとか、市とともに連携していかなければならないというようなものにつきましては、生活支援体制整備事業とか地域包括支援センターとか、成年後見センターとかということが、時代のニーズに求められているようなものが、ほかの全国的な社協でも担ったりしている部分がございますので、そういったようなことができるのかどうかということを、また社協と考えていきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） ないようですね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市社会福祉協議会第2期経営改善計画における介護事業所部門についてを終わります。

次に、委員より福祉課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、以上で福祉課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時52分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

引き続き、自己紹介をお願いします。

それでは、子育て健康部長、小宮山部長から順次お願いいたします。

小宮山部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） お疲れさまでございます。子育て健康部長の小宮山正美でございます。4年目となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

子育て健康部は、2課及び児童館、保育園の職員を含めまして総勢250名となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは順次、課長以下の紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。子育て支援課長の戸澤文香と申します。2年目でございます。よろしくをお願いいたします。

子育て支援課につきましては、2係21名の職員でございます。また、保育園5園118名と、児童館11館89名で、子育て支援課全体では総勢228名の体制となります。なお、保育園長、児童館、敷島子育て広場館長の名簿につきましては、こちらの別紙一覧表のとおりとなりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、児童係長から自己紹介をいたします。

○児童係長（中込 聡君） 4月の人事異動で児童係長を拝命いたしました、中込聡と申します。よろしくをお願いいたします。

○保育係長（伊藤 敦君） 保育係長の伊藤敦と申します。2年目になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 健康増進課長の長坂千恵子でございます。4年目となります。よろしくをお願いいたします。

健康増進課は2係、それから22名の職員となります。なお、健康企画係二宮係長及び保健指導係の長田係長でございますが、愛育連合会の定期総会のため、大変申しわけございませんが本日欠席をさせていただいておりますが、ご容赦をいただき、よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

以上で、子育て支援部の自己紹介を終了し、ここで暫時休憩とし、職員が一部退出いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時54分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

続いて、内容（5）甲斐市公立保育園及び放課後児童クラブにおけるゴールデンウイーク（10連休）の対応について、担当より説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 引き続きまして、子育て支援課から、既に報道機関等で報道されておりますが、甲斐市公立保育園及び放課後児童クラブにおけるゴールデンウイーク（10連休）の対応に伴う公立保育園の対応について、説明をさせていただきます。

お手元の資料は、7ページをお開きください。

1、経緯ではありますが、本年4月30日、5月1日及び5月2日が、天皇即位に関して祝日となるため、ゴールデンウイークが4月27日土曜日から5月6日月曜日まで、最大10日間の連続休日、以下10連休とさせていただきます、となります。10連休中の対応については、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う休日保育等の対応について、各自治体の実情に応じて、10連休中に必要となる保育等のニーズについての把握等を行う中で、必要な保育ニーズを充足できるよう、遺漏なき対応についての技術的助言がございました。

そのため、2、ニーズ調査の実施としまして、本市においては、3月29日から4月の4日までの間、本来のゴールデンウイーク以外のカレンダーで行きますと黒い日になりますが、天皇即位に関して祝日となる4月30日の火曜日、また5月1日の水曜日、5月2日の木曜日の3日間について、保護者が就労し、親族等による保育ができないために保育を必要とする園児数について、公立保育園6園の保護者、また市内児童館11館の放課後児童クラブ利用児童の保護者に対してニーズ調査を行いました。

次の、3、ニーズ調査の結果ですが、まず保育園になります。年齢ごとになりますが、4月30日は竜王北が全体で8名、竜王東は全体で20名、それぞれが表のとおりとなり、合計で59名の希望がありました。

8ページになりますが、5月1日は全体で61名、5月2日は全体で67名で、3日間の総合計は187名の希望がありました。

次の9ページになりますが、放課後児童クラブの調査結果になります。11館のそれぞれ

の希望者になりますが、各日とも100名くらいの希望がございました。

次の、4、公立保育園及び放課後児童クラブの対応になります。

まず保育園は、4月30日、5月1日、5月2日の3日間について、竜王北保育園、竜王東保育園、敷島保育園、双葉西保育園の4園を開園いたします。竜王北保育園については、竜王中央、竜王西保育園との合同保育をすることで、各園とも20名前後の受け入れとなります。開園時間は、7時30分から18時30分までの間といたします。

次の、放課後児童クラブでございすが、同様に4月30日、5月1日、5月2日の3日間の開設になりますが、竜王地区では竜王ふれあい館、敷島・双葉地区では双葉東児童館において、合同で放課後児童クラブを開設いたします。開設時間は、8時から19時までの間といたします。

5、その他としまして、市内の私立保育園等の対応についてでございますが、4月12日金曜日に、市内私立保育園等の園長会議を緊急に行いまして、各保育園の状況を確認しましたところ、ほとんどの園で保護者から一、二件ほどの問い合わせがありました。27日土曜日の通常の土曜保育以外は開園をしない旨を伝えたところ、特に保護者のほうからも問い合わせがなかったので、連休にするとのことでした。ただ、竜王大生園、甲斐市篠原にございますが、こちらの園につきましては、4月30日と5月2日の2日間開園をし、両日とも自園の園児を二、三名預かるそうです。

本市としましては、私立保育園の園児につきましても、3日間の間、一時預かりとして受け入れる体制であることを私立保育園の園長を通してお伝えしたところであり。また、ホームページでも周知をしたところであり。現在のところ、私立保育園から3名ほどの希望がありまして、対応をしていきたいと考えております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。
五味委員。

○委員（五味武彦君） ゴールデンウィーク中に出勤ということで、大変だと思います。よくやっていただいたと私はそう思うんですが、延べで、例えば30日、1日、2日と3日間ありますよね。結構その職員数、職員の方が苦勞されて、もしくは給食も当然追加されますよね。給食はない。その辺まず、給食まずあるのかなのか、ちょっと。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 給食につきましては、合同保育とかもありますので、子供の安全性も考えた中で、アレルギーの対応とかもございますので、お弁当のほうの持参をお願いしているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） わかりました。給食はそういうことだと思います。

そうすると、職員は当然代休をとるとかいう格好になろうかと思うんですけども、延べでどれくらいの職員が動員されるんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 保育士につきましては、各日とも責任者の園長なり主任の先生を1名ずつ置いていただきまして、それ以外に保育士4名。5名への対応ですので、3日間で延べだと15人出る形になります。

児童館につきましては2園開園するんですけども、大体1館3から4名の対応といたしますので、延べで行きますと9名から12名ほど出勤という形になります。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 休日やっていると、本当に努力されていると思うんですけども、ちょっと竜王のほうを見ると、竜王北と東ということで、南はもう民営化されたんですけども、西ということで、ちょっと偏りが見受けられると思うんですよ。その辺のところの配慮というのはどうなっているか、ちょっと伺いたいんですけども。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今回のニーズ調査の結果で、それぞれの保育園何名という形で出ていただきましたけれども、その中でまず、1園20名ぐらいの預かりをしようということで園長たちと相談をさせていただきました。

それで、どこの地区で開園するということではなくて、敷島と双葉についてはそれぞれの地区をさせていただいたんですけども、竜王につきましては、竜王東がもう20名各日ありましたので、竜王東についてはそこは自園でやってくださいと。あと、北と西と中央につきましては、西は指定管理になっておりますので、できれば公立の先生のいる保育園がいいのではないかとということで、北か中央かどちらかということにしたんですけども、保育園のスペースを考えた中で、北が一番広いということもありますので、それで園のほうをちょっと絞らせていただきました。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） こういう事態になると、なかなか公立以外は対応しづらいということだとは思いますが、やっぱり調査にしても公立保育園だけではなしに、私立保育園も市として責任を持って調査していただいて、全体的にどちらをあけるかどうかですね、配慮できないものかと思うんですが、これは要望ですが、今後のことでよろしくをお願いします。

○委員長（山本英俊君） じゃ、要望ということで、わかりました。
そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。
続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市公立保育園及び放課後児童クラブにおけるゴールデンウィーク（10連休）の対応についてを終了いたします。

続いて、子育て支援関係のその他を行います。

初めに私から、次回以降の日程を調整しながら、夏ごろに新設の私立保育園の現地視察を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それでは、そのようにいたします。事務局と子育て支援課で、また日程の調整のほうをお願いいたします。

次に、委員より子育て支援課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。
谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと伺いたいですけれども、10月以降の保育料の無料化ですね、これが実施されるということなんですけれども、その場合ちょっと給食とか、それに関してはどういう扱いになるのかお伺いしたいんですけれども。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 国のほうから4月ですか、資料として提供された中で、要するに主食と副食というのがございまして、以上児につきましては主食、今、甲斐市の保育園では持参をしていただいております。ですので、このまま持参という形になるかと思えます。

ただ、まだちゃんとしたこの、参考資料という形で来ておりまして、内閣府のほうの、国のほうの現在検討作業中の中の一つとして、この副食についてはまだ書かれている状況ですので、まだ甲斐市としましても方向性は出ていないんですけれども、国と同じ形で行いますと、主食については、今までどおり以上児につきましては持参、また副食につきましては、保護者負担という形になります。ただ、年収約360万円未満の世帯につきましては、保育料の中に含まれているということの中で無料になるですとか、あとは第3子以降の子供については、年収が360万円以上行ったとしても無料になるですとか、その辺の取り決めはさせていただく形にはなりますけれども、副食につきましては保護者負担という形になるかと思われます。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、以上でその他を終了いたします。

引き続き、次第5のその他に入ります。

委員より、常任委員会関係でその他、何かありましたらお願いいたします。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 先ほど、委員長から視察ということでありましたけれども、本年度に関しては、常任委員会で県外とかの視察等がないので、例えば県内でほかの市町村で勉強になるような場所があったりとか、例えば山梨市は公設民営の産婦人科があったりとか、きょう、さっき一番最初にあったメガソーラーの現地視察、もしできるのであればとか、そういったところで各委員から、もしこういうところを見たいんだよということがあれば、そういう視察を検討していただけたらいかかなと思いますけれども、委員長いかがですか。

○委員長（山本英俊君） その辺はまた事務局と相談して確認をとって、また委員のほうにお話をさせてもらいます。そのようでよろしいですか。

○委員（横山洋介君） はい。

○委員長（山本英俊君） じゃ、そんなことでよろしく申し上げます。

そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、事務局よりその他、何かありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、厚生環境常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時09分